

地域未来投資促進法及び農村産業法における 土地利用調整（「農用地区域外での開発の優先」）について

重点番号22：地域未来投資促進法又は農村産業法に基づく
工業団地等の拡張に係る運用の弾力化（農林水産省）

令和元年10月7日

農林水産省

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点に対する農林水産省からの二次回答

【再検討の視点】

- 農林水産省からの第1次回答で回答のあった、やむを得ず農地を含める場合の判断基準を明確化する通知について、地方公共団体において地域の実情に応じた運用が可能であることを踏まえ、これまで以上に厳格に運用せざるを得ないような内容にならないよう配慮していただきたい。
- 当該通知においては、これまで両法律の計画に基づき工業団地等の拡張を行った事例について、その事例の概要とともに、どのような点が両法律の趣旨に合致しており、どのような点が両法律の基本方針に沿っており、どのような地域の実情を踏まえた上で拡張が可能と判断された事例であるか、その着眼点や判断基準を含め、通知していただきたい。
- 当該通知においては、個別の基本計画が、両法律に基づく基本方針における「農用地区域外での開発を優先する」という方針に即する内容となっているかについては、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえ、都道府県知事が総合的に判断する事柄であることを明記していただきたい。

【農林水産省からの二次回答】

地域未来投資促進法及び農村産業法の計画に基づき、やむを得ず農用地区域内の農用地に工業団地等の拡張用地を求める場合の判断基準について、通知において明確化を図ることとしたい。その際、実態に即した妥当な運用が図られるよう、地域の特性を活かした産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点を踏まえ、都道府県知事が総合的に判断する旨も併せて明記する。

また、これまで両法により工業団地等の拡張を行った事例について、現地での聞き取り調査等により、両法の趣旨を踏まえた土地利用調整の観点も含めて、お示しすることとする。

農用地区域内の農用地に工業団地等の拡張用地を求める場合の判断基準について

- やむを得ず農用地区域内の農用地に工業団地等の拡張用地を求める場合の判断基準について、通知において明確化する内容は、現時点において、以下のとおり想定しているところ。

① 基本方針における「農用地区域外での開発を優先すること」の判断基準としては、工業団地等の拡張用地を求める場合において、

- ・ 位置選定における任意性の有無
- ・ 道路等のインフラ整備の状況
- ・ 導入される産業の特殊性

といった着眼点を、判断基準として明記する方向で検討中。

② 都道府県知事が、市町村が作成する地域未来投資促進法の土地利用調整計画及び農村産業法の実施計画に同意する場合の判断に当たっては、

「地域の特性を活かした産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点を踏まえ、地域の実態に即して総合的に判断する」

旨を併せて明記する方向で検討中。